

外部の専門家が役員に就任した場合の議決権の事例

団体名	議決権の取扱い
NPO 福岡マンション管理組合連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・委託された業務に係る事案については、理事会の議決権あり ・顧問として派遣された場合は、議決権なし
NPO 日本住宅管理組合協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・役員として派遣されても、理事会の議決権なし ・理事会の決議に加わってはいけない旨の規定を設けてはいないが、実態はアドバイスを行うにとどまっている
京都市 分譲マンションアドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・役員として派遣されても、理事会の議決権なし ・理事会の決議に加わってはいけない旨の規定を設けてはいないが、実態はアドバイスを行うまでにとどまっている
マンション管理士（日管連）	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション管理士が管理組合役員に就任する場合の理事会の議決権の取扱いについて、内部ルールは特にない ・従って、議決権があるケース、無いケース両方ある